

## 仁淀川町ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、仁淀川町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を吾川郡仁淀川町大崎490番地3（合同会社防災ネットワークによどがわが借り上げた建物内）に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）と子どもの預かり等の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）の双方を組織化し、地域において会員同士が子育てに関する相互援助活動を行うことにより、地域の子育て支援を行うとともに、仕事と子育てを両立できる環境を整備し、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉の向上を図り、地域の子育てを支援することを目的とする。

(センターの事業)

第4条 センターは次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他会員組織に関すること。
- (2) 会員相互の援助活動の調整及び支援に関すること。
- (3) 会員に対する事業の周知及び相互援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会に関すること。
- (4) 会員間の交流や情報交換に関すること。
- (5) 子育て支援関連施設及び子ども・子育て支援関連事業との連絡調整に関すること。
- (6) センターの広報活動に関すること。
- (7) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務。

2 センターに代表者1名を置く。

(会員)

第5条 会員は、次の要件を満たすものとし、両方を兼ねることもできる。

- (1) 援助会員 町内に居住する心身ともに健康で、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の者で、安全に子供を預かることができること並びにセンターが実施する研修を終了し、又は同等な研修等を終了したものであること。
- (2) 依頼会員 仁淀川町に住民登録がある、又は町内に勤務している者で、生後2ヶ月以上中学校3年生以下の子どもと同居する保護者であること。ただし、次に掲げる理由で町長が認める場合はこの限りではない。
  - (ア) 里帰り出産等で一時的に町内に居住し、親族からの援助が受けられない場合。
  - (イ) その他、子育て支援として事業の活用が必要、かつ、有効と判断される場合。

(会員の責務)

第6条 会員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと。
- (2) 援助会員は、相互援助活動中の子どもの安全確保に努めること。
- (3) 援助活動中に事故が発生した場合は、直ちにセンターに連絡すること。
- (4) 援助活動中に生じた事故については、当該援助活動の当事者である会員相互間において解決すること。
- (5) 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーに十分配慮し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。センターを退会した後も同様とする。
- (6) 会員登録の内容に変更が生じた場合は、速やかにセンターに連絡すること。

- (7) 会員同士の借財、保証人の要請、政治活動、宗教活動、物品の販売や斡旋、その他センターの目的に反する行為を行い、信用を失墜させるような行為をしてはならない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする人は、所定の申込書（様式第1号）（様式第2号）を提出し、センターの承認を受けなければならない。

- 2 援助会員は、入会に際して、センターが実施する講習を受講しなければならない。
- 3 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証（様式第4号）を発行する。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに届け出なければならない。

- 2 センターは、第5条の要件を満たさなくなった会員の登録を抹消するものとする。
- 3 センターは、次の各号のいずれかに該当したときは、会員の資格を喪失させることができる。
  - (1) 会員としてふさわしくない行為があったとき。
  - (2) 育児に関する援助の活動に必要な適格性を欠くと認められるとき。
  - (3) 会員が会則に違反したとき。
- 4 会員は、退会に際して退会届（様式第5号）をセンターへ提出し、会員証も返還するものとする。

(保険)

第9条 会員は、ファミリーサポートセンター補償保険に加入するものとする。

- 2 前項の保険に係る費用は、センターが負担するものとする。

(登録の抹消)

第10条 センターは、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を抹消することができるものとする。

- (1) 会員の要件に該当しなくなったことが判明したとき。
- (2) 故意、重大な過失または不正な行為によりセンターに損害を与えたとき。
- 2 センターは、前各号の規定により会員登録抹消をしたときは、速やかに会員に通知するものとする。
- 3 会員は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかにセンターに会員証を返還しなければならない。

(アドバイザー)

第11条 センターにアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは次の業務を行う。
  - (1) 援助会員と依頼会員の引き合わせ及び調整等（以下「マッチング等」という。）
  - (2) センター業務内容の周知、啓発
  - (3) 会員募集、登録
  - (4) 会員の総括
  - (5) 会員の相互援助の調整
  - (6) 他のセンター及び関係機関との連絡調整
  - (7) 会員に対する講習会及び会員の交流会の実施
  - (8) 会員間のトラブルへの助言
  - (9) 会員に対する広報誌の発行等

(相互援助活動の内容)

第12条 会員が相互援助活動として行う援助は恒常的な、または臨時的な次のものとする。

- (1) 教育・保育施設等における保育開始まで子どもを預かること。
- (2) 教育・保育施設等の保育終了後子どもを預かること。
- (3) 教育・保育施設等までの送迎を行うこと。
- (4) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室終了後の子どもを預かること。

- (5) 冠婚葬祭や学校行事の際に子どもを預かること。
  - (6) 買物等外出の際に子どもを預かること。
  - (7) その他子育て支援のために必要と認める援助活動を行うこと。
- 2 子供を預かる場合は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。ただし、援助会員と依頼会員との間で合意がある場合は、援助会員の自宅以外の場所で相互援助活動を行うことができる。
- 3 病気・病後児の子どもの援助は行わないこととする。
- 4 援助活動において、特別な事情があるとセンターが認めた場合には、早朝、夜間にわたることもあるが、原則として子どもの宿泊は行わないこと。
- 5 子どもの引き渡しについては、原則として大人から大人への引き渡しとする。
- 6 援助会員は原則として、一度に預かることのできる子どもの人数は1人とし、同時に複数の依頼会員に対する援助活動を行ってはならない。ただし、やむを得ず複数の子どもを預かる場合には、援助会員の経験や子どもの年齢等を考慮し、安全面には十分配慮すること。

#### (援助時間)

- 第13条 援助会員による相互援助活動の時間は原則として、午前7時から午後7時までの間において援助の必要な時間とする。ただし、センターが特別な事情があると認める場合においてはこの限りではない。
- 2 援助活動は、1回につき1時間単位とする。1時間を超える場合は、30分単位とする。
- 3 援助時間は、次の各号に掲げる時間をいう。
- (1) 子どもを自宅で預かる場合は、援助会員が子どもを預かったときから、依頼会員が子どもを迎えに来たときまでとする。
  - (2) 教育・保育施設等への送迎は、援助会員が子どもを預かったときから、教育・保育施設等に送り届けたとき及び教育・保育施設等から預かり、依頼会員へ引き渡したときまでとする。

#### (相互援助活動の実施方法)

- 第14条 依頼会員は、相互援助活動を利用しようとする場合は、センターに利用の申し込みを行うものとする。
- 2 アドバイザーは、依頼会員が希望する相互援助活動の内容、日時等を確認し、当該相互援助活動を行う援助会員のマッチング等を行うものとする。
- 3 マッチング等は三者（アドバイザー・援助会員・依頼会員及びお子さん）で行い、援助活動に必要な重要事項等を決めておくものとする。
- 4 アドバイザーは、援助活動のマッチング等を行ったときは、その調整内容及び結果を事前打合せ書（様式第7号）に記録するものとする。
- 5 マッチング等を受けた援助会員と依頼会員は、援助の内容について事前に協議し、相互合意と責任の下に相互援助活動を実施するものとする。ただし、緊急の場合又は協議の必要がないとセンターが認める場合はこの限りではない。
- 6 相互援助活動を行った援助会員は、相互援助活動の内容を記録した報告書（様式第8号-1）（様式第8号-2）（様式第8号-3）又は（様式第9号-1）（様式第9号-2）（様式第9号-3）を作成し、依頼会員の確認を受けたうえで、センター用のみアドバイザーに提出するものとする。
- 7 前項の報告書は、1ヶ月毎に取りまとめ、翌月の5日までにセンターに報告するものとする。

#### (報酬等)

- 第15条 依頼会員は、援助会員に対し、援助活動終了後、別表1に定められた基準に従って報酬を支払うものとする。

- 2 依頼会員は、自己の都合で援助依頼を取り消した場合は、別表2に定められた基準に従って、援助会員に取消料を支払うものとする。
- 3 前各項に規定する報酬は、原則として援助終了の都度（前項の取消料にあたっては、援助依頼の取り消し後速やかに）直接現金で支払うものとする。当事者間で合意がある場合はこの限りではない。
- 4 子どもに係るミルク、おむつ、おやつ等は原則、依頼会員が用意するものとする。

（利用料の助成）

第16条 住民税非課税・児童扶養手当受給者・生活保護世帯・ダブルケア世帯については、本人の申請（様式第12号）（様式第13号）によりセンターが必要と認めた場合は、（別表3）に従い、利用料の助成を行うものとする。

（その他）

第17条 この会則に定めのない事項については、全て仁淀川町ファミリーサポートセンター事業実施要綱、その他の法令等に従う。

附則

本会則は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

【援助活動における、子ども1人あたりの報酬基準額】

活動時間帯	基準額（1時間あたり）
7時～19時	600円
年末年始 (12/29～1/3)	700円

※最初の1時間は、それに満たない場合でも1時間として計算する。また、1時間を超える場合において、1時間に満たない端数が生じた場合、30分以下は半額を、30分以上は1時間分の料金を加算する。

※兄弟姉妹で子どもを預ける場合、2人目から半額とする。

別表2

【依頼取消し時の報酬基準額】

前日まで	無料
当日	予定されていた利用料の半額
無断	全額

※台風や大雨による気象警報や自然災害（地震・津波）に伴う取り消しの場合は、取り消し料はかからない。

別表3

【住民税非課税・児童扶養手当受給者・生活保護世帯・ダブルケア世帯の利用料の助成額】

活動時間帯	基準額（1時間あたり）
7時～19時	300円
年末年始 (12/29～1/3)	350円